

## ねんりんピックはばたけ鳥取2024米子市交流大会売店設置要項

### 1 趣旨

この要項は、ねんりんピックはばたけ鳥取2024米子市交流大会（以下「交流大会」という。）において、ねんりんピックはばたけ鳥取2024米子市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置運営等について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 出店会場及び出店期間等

売店を設置する会場、期間及び開設時間等は次のとおりとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

競技名	出店会場	出店期間	開設時間 (予定)	店舗数
剣道 弓道	鳥取県立武道館	令和6年 10月19日（土）	10:00～16:00	3程度
	弓ヶ浜公園	10月20日（日） 10月21日（月）		4程度
ローイング	湊山公園	10月19日（土）	10:00～16:00	4程度
		10月20日（日）	9:00～12:00	
水泳	鳥取県営東山水泳場	10月20日（日）	10:00～16:00	1程度
		10月21日（月）	10:00～15:00	
ソフトテニス	どらドラパーク米子 陸上競技場駐車場	10月20日（日） 10月21日（月）	9:00～16:00	3程度
ソフトボール	淀江運動公園	10月20日（日） 10月21日（月）	9:30～15:30	1程度
ダンススポーツ	鳥取県立 米子産業体育館	10月20日（日）	10:00～16:00	2程度

### 3 出店場所等

- （1）売店の出店場所は、出店者ごとに実行委員会が決定する。
- （2）売店の出店範囲は、1店舗当たり20㎡（2間×3間のテント1張）以内とする。
- （3）売店の運営に必要な設備等は、出店者において準備するものとする。
- （4）次に掲げる備品は実行委員会において準備するものとする。
  - ア テント（2間×3間）1張
  - イ 長机4台
  - ウ 椅子4脚
- （5）（1）から（4）にかかわらず、実行委員会は、出店状況その他必要に応じてこれを調整することができる。

#### 4 経費の負担

- (1) 売店の出店料は無料とする。
- (2) 売店の運営その他必要な備品及び設備等（3（4）に定める備品を除く）に要する経費は、出店者が負担する。

#### 5 取扱品目

売店における取扱品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) ねんりんピック関連グッズ（ねんりんピック標章又はねんりんピックはばたけ鳥取2024のマスコットキャラクター「あおや かみじろう」を使用した商品であり、権利者に使用の許諾を受けているものに限る。以下同じ。）
- (3) 観光物産品
- (4) 飲食物
- (5) 宅配便
- (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、実行委員会が必要又は適当と認めたもの

#### 6 出店要件

売店を出店することができる者は原則として、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する者で、実行委員会が適当と認めた者とする。

- (1) 次の要件のいずれかに該当する者
  - ア 大会に関連するスポーツ用品、ねんりんピック関連グッズ、観光物産品又は飲食物を販売する者
  - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）
  - ウ 第31回全国健康福祉祭（リハーサル大会を含む。）以降の全国健康福祉祭に出店実績がある者
  - エ 各競技主管団体の推薦がある者
  - オ アからエに掲げる者のほか、実行委員会が適当と認めた者
- (2) 次の要件すべてに該当する者
  - ア 交流大会期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店することができる者。ただし、障害者支援施設については、この限りではない。
  - イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
  - ウ 出店申請時において、市税等の滞納がないこと。
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。
  - オ 売店の運営に従事する者（以下「売店従事者」という。）として、暴力団員等を使用し又は雇用していないこと。

#### 7 売店の運営基準

売店の運営に関する基準は次のとおりとし、出店者は、実行委員会の指示に従わなければならない。

- (1) 飲食物を販売する売店

ア 販売する飲食物は、法令等により許可を受けた施設（以下「営業許可施設」という。）において製造又は加工されたもので、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。

ウ 現場で調理を行う場合は、簡素な調理又は加工のみとし、あらかじめ営業許可施設において、下処理されたものを搬入して、販売直前に加熱処理を行う程度のものであること。

エ 食品は、法令等の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。

オ ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。

カ 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質に作られ、かつ、常時清潔を保持し、適切な方法により廃棄物を処理すること。

#### (2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるよう陳列すること。

### 8 出店申請

売店の出店を希望する者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付した上で、「出店申請書（様式第1号）」を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者及び搬入搬出車両予定表（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 取扱い食品及び調理販売方法（様式第5号） ※飲食物・現場調理品提供者のみ
- (5) 営業に関する許可証等の写し
- (6) 売店責任者及び売店従事者の本人確認書類（免許証等）
- (7) 出店許可証等、出店実績を確認することができる書類（「6 出店者条件」（1）ウに該当する場合に限る）
- (8) その他実行委員会が必要と認める書類

### 9 出店者の選定

- (1) 実行委員会は、前項に定める申請があったときは、この要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、観光物産品のPR等を考慮し、適当であると認めたる者を出店者として選定する。ただし、出店申請者数が、各会場における売店の設置可能数を超えたときは、各競技主管団体の推薦者を優先し、これによりがたい場合は、抽選により選定するものとする。
- (2) 実行委員会は、選定に必要な範囲内において、前項により提出された書類をもって関係官庁に照会することができるものとする。

### 10 出店許可証の交付

実行委員会は出店者として選定した者に対し、「出店許可証（様式第6号）」を交付するものとする。

### 11 保健所への届出

営業類似行為開設届を必要とする出店者については、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所へ届出を行い、受理済の届出書の写しを実行委員会へ提出しな

なければならない。

## 12 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、実行委員会の職員の中から定める。
- (3) 売店監督員は、現場を巡回してこの要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

## 13 売店責任者

- (1) 出店者は、出店した売店の売店従事者の中から売店責任者を定め、売店の出店期間中は当該売店に常駐させなければならない。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取り扱う売店の売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、売店従事者の指導に努めなければならない。

## 14 禁止事項

出店者及びその売店従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡又は転貸若しくは管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り、呼び込み販売をすること。
- (4) アルコール飲料及び危険物を販売（無償提供を含む。）すること。ただし、実行委員会が観光物産品と認めたアルコール飲料はこの限りでない。
- (5) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (7) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りではない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

## 15 遵守事項

出店者及び売店従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する「出店許可証」を店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日適宜各自で適正に処理すること。
- (3) 販売品には、法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 売店の運営に必要な設備並びに備品及び販売品（以下「販売品等」という。）の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証を車両前面の見やすい位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1売店当たり1台とする。
- (6) 販売品等の搬入搬出及び陳列は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服装は、清潔なものを着用し、接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (8) 実行委員会が別途交付するIDカードを携帯すること。
- (9) 天候の悪化等の事情により実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の

指示を出したときには、その指示に従うこと。

(10) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会に必ず出席すること。

(11) 売店従事者の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該売店従事者の本人確認書類を添付すること。

(12) 法令等を遵守し、売店を出店する会場の施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 16 管理運営

売店における金品及び販売品等の管理は、出店者の責任において行うものとし、盗難又は火災その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切責任を負わないものとする。

## 17 事故等発生時の対応

(1) 売店責任者は、売店において事件又は事故等が発生したときは、初期対応にあたるとともに、売店監督員に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

(2) 売店責任者は、不審者若しくは不審物を発見したときは、直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 18 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償等を請求できないものとする。

(1) 法令等又はこの要項に違反したとき。

(2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が売店の運営において不相当と認めたとき。

## 19 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができるものとする。

## 20 損害賠償

出店者及び売店従事者は、会場内及びその周辺の施設、設備又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 21 補填及び補償

(1) 出店者は、当初予想の収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。

(2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

## 22 個人情報の取扱い

売店従事者の個人情報は、実行委員会が売店の設置及び運営のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しない。

## 23 本要項によらない設置及び運営

公募しても出店の申請がない場合又は交流大会を円滑に運営する上で本要項によらない設置運営について申入れがあり、実行委員会が適当と認めた場合は、その出店に係る設置及び運営方法については、本要項によらず、各競技主管団体と実行委員会において協議の上、決定する。

## 24 その他

この要項に定めるもののほか、売店の設置及び運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附則

- 1 この要項は、令和6年3月6日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

ねんりんピックはばたけ鳥取2024

米子市実行委員会

会長 伊木 隆司 様

住所(所在地)

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

## 出店申請書

ねんりんピックはばたけ鳥取2024において、米子市実行委員会が運営する会場内に売店を出店したいので、ねんりんピックはばたけ鳥取2024米子市交流大会売店設置要項の規定に基づき申請します。

1 出店希望会場

2 出店期間 令和6年10月 日( ) ~ 10月 日( ) 日間

3 添付書類

- ・出店概要書(様式第2号)
- ・売店従事者及び搬入搬出車両予定表(様式第3号)
- ・誓約書兼承諾書(様式第4号)
- ・取扱い食品及び調理販売方法(様式第5号) ※飲食物・現場調理品提供者のみ
- ・営業に関する許可書等の写し
- ・その他、実行委員会で必要に応じて提出を求めるもの

(注) 出店申請書は、出店を希望する会場ごとに1通ずつ実行委員会へ提出してください。

## 出店概要書

(ふりがな) 商号又は名称			
(ふりがな) 代表者氏名			
代表者生年月日	年	月	日
所在地	〒		
連絡先	【電話】 【FAX】 【Email】		
出店担当者	【氏名】 【携帯電話】		
業種			
主要取扱品目 (該当品目を○で囲んで ください。複数ある場合 は、すべて記入してくださ い。)	スポーツ用品・ねんりんピック関連グッズ・観光物産品・ 飲食物(製造加工品)・飲食物(現場調理品)・宅配便 その他( )		
ねんりんピック出店実績 (実績がある場合は、出店 許可証等の写しを添付し てください。)			
営業開始年月日	年	月	日
		従業員数	人
営業に関して取得した許 可等の種類 (許可証等の写しを添付 してください。)	種類	番号	取得年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

次ページに続きます。



(様式第2号) その2

設営持込備品一覧 (要項3 (4) に定める備品以外)

備品名	規格等	持込目的

※発電機やプロパンガス等、火気の使用に伴う備品を使用する場合は記入してください。

販売商品

NO	商品名	予定数量	販売価格	備考 (製造責任者等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(様式第3号)

## 売店従事者及び搬入搬出車両予定表

【商号または名称： \_\_\_\_\_】

### 1 売店従事者名簿

従業日	売店従事者			
10月 日	売店責任者			
	ふりがな			
10月 日	売店責任者			
10月 日	売店責任者			

※ ふりがなを記入してください。

※ 売店従事者の本人確認書類（免許証等顔写真が貼付された公的機関が発行したものの写し）を添付してください。

### 2 搬入搬出用車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

(注) ・ 車両の種類は「2トントラック」「軽トラック」などを記入してください。

(注) ・ 搬入搬出のみで駐車不要の場合は「駐車場使用」は無に○をつけてください。

(注) ・ 駐車車両は原則1台ですが、会場によっては駐車場をご準備できない場合があります。

(様式第4号)

令和 年 月 日

(宛先)

ねんりんピックはばたけ鳥取2024  
米子市実行委員会  
会長 伊木 隆司 様

住所（所在地）

商号または名称

代表者氏名

(印)

電話番号

## 誓約書兼承諾書

ねんりんピックはばたけ鳥取2024米子市会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、ねんりんピックはばたけ鳥取2024米子市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の出店にあたり、「ねんりんピックはばたけ鳥取2024米子市売店設置要項」を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
- 3 売店の運営に従事する者として、暴力団員等を使用し又は雇用していません。
- 4 法令違反等の不適切な行為をしていません。

(連絡担当者)

担当者所属: \_\_\_\_\_

担当者氏名: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

F A X: \_\_\_\_\_

E - m a i l: \_\_\_\_\_



(様式第6号)

ね米実第 号  
令和 年 月 日

様

ねんりんピックはばたけ鳥取2024  
米子市実行委員会  
会長 伊木隆司

## 出店許可証

ねんりんピックはばたけ鳥取2024の米子市会場内における売店の出店について、  
下記のとおり許可します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
出店許可会場	
出店許可期間	令和6年10月 日 ( ) ~ 10月 日 ( ) 日間
出店許可品目	
駐車許可台数	
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店設置運営に関しては、ねんりんピックはばたけ鳥取2024米子市交流大会売店設置要項及び関係法令を遵守すること。